

平成25年5月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第11号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成24年(レ)第573号)

口頭弁論終結の日 平成25年4月24日

判

決

京都市

控 訴 人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

山口県

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のも

の。以下同じ。) 1条1項による制限を超過する部分(以下「制限超過部分」という。)を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフは上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、ライフを吸収合併してその権利義務を承継した控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及びこれに対する過払金発生時からの民法704条前段所定の利息(以下「法定利息」という。)の支払を求める事案である。

- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容したので、これを不服とする控訴人が、原判決の取消し及び請求の棄却を求めて、本件控訴を提起した。

2 請求原因

- (1) ライフは、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人は、ライフとの間で、原判決別紙計算書1及び同2記載のとおり、平成14年2月24日から平成20年12月19日までの間及び平成10年7月30日から平成20年12月29日までの間、それぞれ継続的な金銭消費貸借取引を行った(以下、平成14年2月24日から平成20年12月19日までの間の取引を「本件取引1」、平成10年7月30日から平成20年12月29日までの間の取引を「本件取引2」といい、両取引を併せて「本件各取引」という。)
- (3) 本件各取引において被控訴人がライフに支払った利息の利率は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。
- (4) ライフは、貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。
- (5) 利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をすると、本件取引1については、平成24年7月13日時点で、40万6745円の過払金元金及び法定利息7万2545円が、本件取引2については、同日時点で、71万9

653円の過払金元金及び法定利息12万9095円が、それぞれ生じている。

(6) 控訴人は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併し、その債権債務を承継した。

(7) よって、被控訴人は、控訴人に対し、本件各取引による過払金元金合計112万6398円の返還及びこれに対する過払金発生時から平成24年7月13日までの法定利息合計20万1640円の支払並びに過払金元金に対する同月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)、(6)の事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

(1) ライフは、本件各取引の全期間を通じて、被控訴人に対し、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）を交付しており、同法43条1項のみなし弁済規定の適用があると認識していた上、その不備を理由に行政処分等を受けたこともないから、同項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。

(2) 仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、控訴人は、本件訴訟が提起されたことによって初めて制限超過部分を弁済として受領できないことを認識したことから、法定利息を付すべき始期は、本件訴状送達の日翌日であり、そうでないとしても、本件取引の終了日の翌日（過払金返還請求権の消滅時効の起算日）である。

(3) 仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠は存在しない。

第3 判断

1 請求原因(1)、(6)の事実は当事者間に争いがなく、同(2)、(3)の事実は、本件証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。

2 請求原因(4)（悪意の受益者）について

(1) 前記1のとおり、ライフは貸金業者であるが、被控訴人との間で利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件各取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、ライフが制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについて立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足る証拠はない。したがって、ライフは、本件各取引による過払金の受領につき、悪意の受益者に当たる。

(2) そうすると、ライフを吸収合併してその権利義務を承継した控訴人は、本件各取引に係る各弁済によって過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、悪意の受益者として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負う。

これに対し、控訴人は、法定利息を付すべき始期は、本件訴状送達の日（翌日）であり、そうでないとしても、本件取引の終了日の翌日（過払金返還請求権の消滅時効の起算日）である旨主張するが、法定利息の発生時期は、過

払金発生の時と解すべきであるから（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照），その主張は採用できない。

3 請求原因(5)について

弁論の全趣旨によれば，本件各取引は，いずれも基本契約に基づく連続した貸付取引であり，これにより過払金が発生する場合には，その後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）が存するものと認められる。これに基づき，本件各取引について利息制限法の制限利率により引き直し計算をすると，原判決別紙計算書1及び同2記載のとおりとなる。

控訴人は，仮に，控訴人が悪意の受益者であるとしても，過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠は存在しない旨主張する。

しかし，継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては，過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り，まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し，次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁平成22年（受）第1983号，平成25年4月11日第一小法廷判決）。

前記のとおり，本件取引に係る基本契約は過払金充当合意を含むものであり，本件において上記特段の事情があったこととはうかがわれないから，本件取引については，まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し，次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。控訴人の上記主張は採用することができない。

4 以上によれば，被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり，これと同旨の原判決は相当である。

よって，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり

判決する。なお、当審において、仮執行免脱宣言は相当でないから付さない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

これは正本である。

平成25年5月22日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

